

## 令和6年度年間監査計画

令和6年度の監査、審査及び検査（以下「監査等」といいます。）の実施に関し、糸島市監査基準第13条第3項の規定に基づき、年間監査計画を策定しました。令和6年度に実施予定の監査等は以下のとおりです。

なお、監査等の具体的な内容は、それぞれの実施計画において決定します。

### 1 実施予定の監査等の種類

#### (1) 定期監査

##### ア 定期監査（各部課等）

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを監査します。

##### イ 定期監査（市立小中学校）

各学校における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その執行が適正かつ効率的に行われているかを監査します。

#### (2) 財政援助団体等に対する監査

必要があると認めるとき、市が補助金等の財政的援助を行っている団体等の出納、その他の事務について監査します。

また、市の補助金等の交付手続きが適正かつ効率的に行われているかについても監査します。

#### (3) 例月現金出納検査

現金の出納に関する事務が適正に行われているか、保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数は正確であるかを毎月検査します。

また、支出命令書等の財務伝票を精査し、疑義を生じた場合には当該事項について内容の細目にわたり検査します。

#### (4) 決算審査・基金運用状況の審査

一般会計及び特別会計について、決算書及びその他関係諸表の計数は正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを審査の目的とし、財政運営の健全性及び財政構造の弾力性を総合的に審査します。

公営企業会計については、決算報告書及びその他関係諸表の計数の正確性を検証し、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財務諸表が経営成績や財務状況を適正に表示しているかを審査します。

また、基金については、その運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われたかを審査します。

#### (5) 健全化判断比率等の審査

決算により算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は正確であるかを審査します。

(6) 住民監査請求等の監査

市民からの請求や市長の要求などに基づき、随時に監査を実施します。

## 2 監査等の実施予定時期

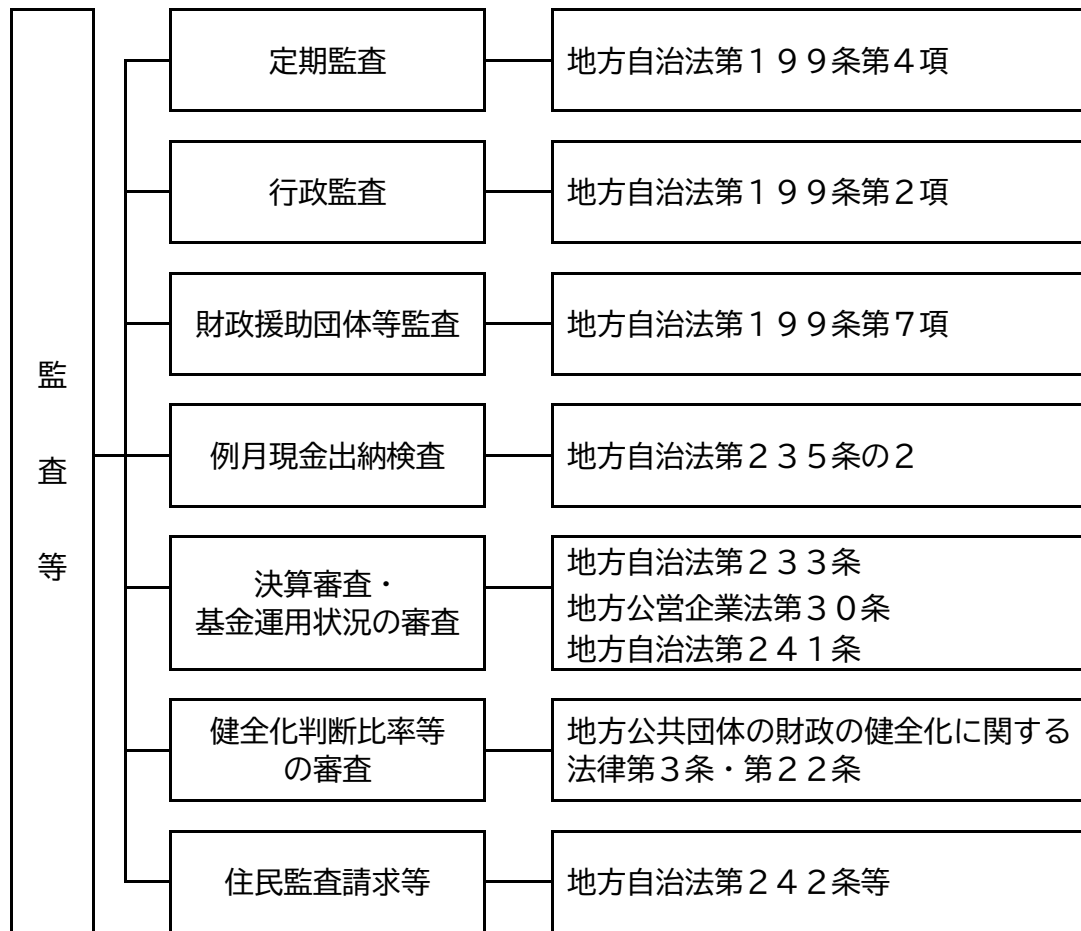
月	監査等の種類	監査等の対象
4	現金出納検査	3月中における現金の出納及び関係書類
5	現金出納検査	4月中における現金の出納及び関係書類
6	定期監査（学校）	市立小学校・中学校の財務事務等の執行状況
	現金出納検査	5月中における現金の出納及び関係書類
7	決算審査	一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算
	基金運用状況審査	各基金の運用状況
	現金出納検査	6月中における現金の出納及び関係書類
8	健全化判断比率・資金不足比率の審査	健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
	現金出納検査	7月中における現金の出納及び関係書類
9	現金出納検査	8月中における現金の出納及び関係書類
10	定期監査	経営戦略部、地域振興部、市民部の財務事務、事業管理等の執行状況
	現金出納検査	9月中における現金の出納及び関係書類
11	財政援助団体等監査	市が財政的援助を行っている団体の財務事務
	現金出納検査	10月中における現金の出納及び関係書類
12	現金出納検査	11月中における現金の出納及び関係書類
1	定期監査	生活環境部、健康福祉部、消防本部・消防署の財務事務、事業管理等の執行状況
	現金出納検査	12月中における現金の出納及び関係書類
2	現金出納検査	1月中における現金の出納及び関係書類
3	現金出納検査	2月中における現金の出納及び関係書類

## 3 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局職員3人が補助します。

(参考)

### 監査等の体系



## 令和6年度定期監査実施計画

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理に関する監査を下記のとおり実施します。

### 1 対象組織

#### (1) 定期監査（各部課等）

対象の部課等を、以下の2期に分けて実施します。本庁外の施設については、所管部局の定期監査に合わせて書類検査を行います（必要に応じて実地監査を行う場合があります。）

##### 【前期】

経営戦略部：企画秘書課、情報政策課、財政課

地域振興部：コミュニティ推進課、生涯学習課、文化課、人権・男女共同参画推進課

市民部：市民課、税務課、収税課、国保年金課

##### 【後期】

生活環境部：業務課、水道課、下水道課、環境政策課

健康福祉部：福祉保護課、地域福祉課、健康づくり課、介護・高齢者支援課

消防本部・消防署：消防総務課、予防課、警防課、救急課、通信指令課、警備課

#### (2) 定期監査（市立小中学校）

対象校：深江小学校、一貴山小学校、福吉小学校、二丈中学校、福吉中学校

### 2 対象年度

以下のとおりとしますが、監査委員が必要と認めたときは、年度を遡って監査する場合があります。

(1) 定期監査（各部課等） 令和6年度

(2) 定期監査（市立小中学校） 令和5年度及び令和6年度

### 3 実施時期

#### (1) 定期監査（各部課等）

【前期】 令和6年10月

【後期】 令和7年1月

#### (2) 定期監査（市立小中学校）

令和6年6月

#### 4 監査の方法

提出された監査資料による予備調査を実施のうえ、関係職員の説明聴取、質疑応答、関係書類と帳票等の照合、証拠書類の確認などを本監査で行います。外郭施設等については、管理状況等の書類検査を行うとともに、必要に応じて、実地検査を行う場合があります。

#### 5 出席を求める職員

##### (1) 定期監査（各部課等）

各課等の長、課長補佐、係長、主幹

##### (2) 定期監査（市立小中学校）

校長、教頭、事務職員、教育総務課及び学校教育課の担当職員

#### 6 提出調書、提出書類及び提出期限

##### (1) 定期監査（各部課等）

提出調書等の詳細は、【前期】8月下旬、【後期】11月下旬に通知します。調書等の提出期限は、各課等の本監査期日の3～4週間前までとします。

##### (2) 定期監査（市立小中学校）

提出調書等の詳細は、5月上旬に通知します。調書等の提出期限は、予備調査実施日（6月中旬）の2週間前までとします

#### 7 講評の時期

##### (1) 定期監査（各部課等）

【前期】 令和6年11月中旬

【後期】 令和7年2月中旬

##### (2) 定期監査（市立小中学校）

令和6年8月中旬

#### 8 結果報告書の提出時期

##### (1) 定期監査（各部課等）

【前期】 令和6年11月下旬

【後期】 令和7年2月下旬

##### (2) 定期監査（市立小中学校）

令和6年8月下旬

## 令和6年度例月現金出納検査実施計画

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、現金の出納に関する検査を下記のとおり実施します。

### 1 検査の対象

糸島市会計管理者（会計課）、糸島市公営企業出納員（生活環境部業務課）

### 2 検査の実施期日

実施期日	検査の対象
令和6年 4月25、26日	令和6年 3月支出分
令和6年 5月24、27日	令和6年 4月支出分 *
令和6年 6月25、26日	令和6年 5月支出分 *
令和6年 7月25、26日	令和6年 6月支出分
令和6年 8月23、26日	令和6年 7月支出分
令和6年 9月25、26日	令和6年 8月支出分
令和6年10月25、28日	令和6年 9月支出分
令和6年11月22、25日	令和6年10月支出分
令和6年12月25、26日	令和6年11月支出分
令和7年 1月27、28日	令和6年12月支出分
令和7年 2月25、26日	令和7年 1月支出分
令和7年 3月25、26日	令和7年 2月支出分

※1 \*は前年度支出分を含みます。

※2 各月の第2日に現金現在高の確認を行います。

### 3 検査結果の報告

検査結果の報告は、令和6年8月、同年11月、令和7年2月及び同年5月に、四半期ごとに行います。

## 令和6年度決算審査実施計画

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、決算等の審査を下記のとおり実施します。

### 第1 一般会計等

#### 1 審査の対象

- (1) 令和5年度糸島市一般会計及び特別会計（全部課等）
- (2) 実質収支に関する調書
- (3) 財産に関する調書
- (4) 基金の運用状況に関する調書

#### 2 審査の実施時期

令和6年7月

#### 3 講評の時期

令和6年8月中旬

#### 4 審査意見書の提出時期

令和6年8月下旬

### 第2 公営企業会計

#### 1 審査の対象

令和5年度糸島市公営企業会計（生活環境部業務課・水道課・下水道課）

#### 2 審査の実施時期

令和6年7月上旬

#### 3 講評の時期

令和6年8月中旬

#### 4 審査意見書の提出時期

令和6年8月下旬



## 令和6年度健全化判断比率等審査実施計画

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の審査を下記のとおり実施します。

### 1 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（経営戦略部財政課）

### 2 審査の実施時期

令和6年8月上旬

### 3 講評の時期

令和6年8月中旬

### 4 審査意見書の提出時期

令和6年8月下旬

## 令和6年度財政援助団体等監査実施計画

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等の財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行に関する監査を下記のとおり実施します。

- 1 監査の対象  
監査委員が選定する団体等及び当該団体等に対する財政的援助を所管する課等
- 2 監査の実施時期  
令和6年11月
- 3 講評の時期  
令和7年2月中旬
- 4 監査結果報告書の提出時期  
令和7年2月下旬

## 糸島市監査等実施方針

糸島市監査基準第13条第1項の規定に基づき、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を以下のとおり策定しました。

### 1 監査等の方向性

- ・監査等の実施に当たっては、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを市民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に資するよう努めます。
- ・監査等の実施に当たっては、監査等の種類や対象事務事業の特性等に応じ、正確性、合規性に加え、経済性、効率性、有効性の観点からも確認します。
- ・監査等において問題を把握した場合は、原因究明に努めるとともに、その原因に応じた制度見直しの検討やチェック体制等について事務改善を求めるなど、助言的・指導的機能を重視します。
- ・監査結果報告における検討及び改善を要する事項については、監査の実効性を確保するため、措置が講じられるまでフォローアップを継続します。
- ・監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民に分かりやすい情報提供に努め、市民への説明責任を果たします。

### 2 重点項目

- ・これまでの監査結果の状況等を踏まえ、事務処理ミスの発生頻度や影響などリスクの内容及び程度を考慮し、金額的影響度等の量的重要性や市への信頼性等の質的重要性が高いもの
- ・予算が重点的に配分された事業、新規実施事業、外部委託化された事業など、新たな事務や事務手順の変更が生じた事業
- ・他の地方公共団体で問題となった事案や市民の関心が高い事案等

### 3 その他

#### (1) 監査等の品質管理

実施する監査等が監査基準に準拠した適切なものとするため、品質管理の方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、監査等の実効性、信頼性を確保します。

## 糸島市監査等品質管理方針

糸島市監査基準第11条第1項の規定に基づき、監査等を実施するに当たり求められる質を確保するため、必要な品質管理の方針及び手続を以下のとおり策定しました。

### 1 基本方針

監査等が適切に実施されているかどうかについての日常的な品質確認は、監査委員に関する事務を補助する職員（以下「事務局職員」といいます。）が行い、監査委員は定期的に品質管理を実施します。

特に、以下の項目について留意し、監査等の品質を確保します。

- ・ 監査基準を順守し、実施計画に基づく重点項目や着眼点等を踏まえて、効果的かつ効率的に監査等を実施しているか。
- ・ 監査等において入手した証拠書類等は、十分かつ適切なものであるか。
- ・ 監査結果報告書等の記述は、分かりやすい内容であるか。

### 2 基本手続

#### (1) 日常的な品質確認

日常的な品質確認は、事務局職員が監査等の各段階（監査等の実施時・監査等の結果記録時・監査結果報告等の作成時）において実施します。

#### (2) 定期的な品質管理

監査委員による定期的な品質管理は、監査結果報告等の決定前に実施し、その内容が達成水準を満たしているかについて評価した上で報告等を決定します。

また、品質評価の結果、検出した改善を要する事項については、事務局職員に必要な指示及び指導を行います。